令和８年６月

お客様各位

アルプス中央信用金庫

「当座勘定規定（一般用)」および「代金取立規定」の改定について

平素より弊庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、手形・小切手の最終振出期限の設定に伴い、下記のとおり「当座勘定規定（一般用)」および「代金取立規定」を改定しますので、何卒ご確認くださいますようお願い申し上げます。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきます。

記

1. 改定日

令和８年１０月１日

2. 改定内容

下表では、変更または追加される条項のみ記載しております。

当座勘定規定（一般用）

改定後	改定前
6.（手形、小切手の支払い等）	6.（手形、小切手の支払い）
(1) 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、令和８年９月３０日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。	(1) 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
(2) (1)の支払いにあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。	新設
(3) 当座勘定の払戻しの場合には、次のいずれかの方法で行って下さい。	(2) 当座勘定の払戻しの場合には、次のいずれかの方法で行って下さい。
① 届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。	① 届出または登録の印章により、当庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。
(4) (3)の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて	(3) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて

改定後	改定前
正当な権限を有することを確認するための当金庫所定の本人確認書類の提示を求めることがあります。本人確認書類の提示等が無い場合には、取引を行うことができません。	正当な権限を有することを確認するための当庫所定の本人確認書類の提示を求めることがあります。本人確認書類の提示等が無い場合には、取引を行うことができません。
7.（手形、小切手用紙等）	7.（手形、小切手用紙等）
(1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用して下さい。ただし、令和８年９月３０日までに振り出してください。	(1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用して下さい。
(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ令和８年９月３０日までに振り出された手形であることを確認して下さい。	(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認して下さい。
(4) 当座勘定から支払いをした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。	新設
(5) 当座預金払戻請求書（当座預金出金帳）の請求があった場合には、必要と認められる枚数、冊数を実費で交付します。	(4) 手形用紙、小切手用紙、当座預金払戻請求書（当座預金出金帳）の請求があった場合には、必要と認められる枚数、冊数を実費で交付します。
(6) 当座勘定から支払いをした手形または小切手の用紙は、その支払日から３か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。	新設
(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。	新設
15.（印鑑照合等）	15.（印鑑照合等）
(2) 手形、小切手、払戻請求書として使用された用紙を相当の注意をもって７．の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については(1)と同様とします。	(2) 手形、小切手として使用された用紙を相当の注意をもって７．の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については(1)と同様とします。

改定後	改定前
16.（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1） 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできる限り記載して下さい。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものが呈示された時は、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、令和８年９月３０日を超えて振り出されたもの、または振出日のないものが提示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。	16.（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1） 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできる限り記載して下さい。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないもの、または手形で受取人の記載のないものが呈示された時は、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
17.（線引小切手の取扱い） （1） 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押印（または届出の署名）がある時は、その持参人に支払うことができるものとします。なお、令和８年９月３０日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが提示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。	17.（線引小切手の取扱い） （1） 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押印（または届出の署名）がある時は、その持参人に支払うことができるものとします。
<約束手形用法> ３． 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 なお、令和８年９月３０日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。	<約束手形用法> ３． 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますので、できるだけ記入してください。
<為替手形用法> ４． 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。なお、令和８年９月３０日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。	<為替手形用法> ４． 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますので、できるだけ記入してください。
<小切手用法> ２． 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈	<小切手用法> ２． 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈

改定後	改定前
示をうければ支払うことになりますのでご承知おきください。なお、令和８年９月３０日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。	示をうければ支払うことになりますのでご承知おきください。

<代金取立規定>

改定後	改定前
1.　（取扱証券類） 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。ただし、令和８年９月３０日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。	1.　（取扱証券類） 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。

改定後「当座勘定規定（一般用）」、「代金取立規定」の全文は当金庫ホームページからご覧いただけます。

以上